

令和4年3月24日
新型コロナウイルス感染症
対策本部会議資料
市民部

3月22日以降の市民部所管の施設及び事業等について

1 文化施設等（市民文化会館、芸能劇場、公会堂、スイングホール、吉祥寺美術館、松露庵、吉祥寺シアター、かたらいの道市民スペース、商工会館市民会議室）

令和4年3月17日付けの都資料「リバウンド警戒期間における取組」を踏まえ、以下のとおり対応する（変更点は下線部のみ）。

- ・開館時間等については、現在の対応（開館時間は通常どおり、利用定員は練習室等の利用及び飲食を伴う利用の場合のみ定員の50%以下）を継続する。
- ・文化事業団の主催事業は、感染状況を踏まえ、個別にチケット販売数を設定するものとする（まん延防止等重点措置期間中の定員の50%以下の制限を緩和する）。なお、チケット購入者のうち、体調不良の方のチケット払い戻しには引き続き応じる。
- ・施設使用料の全額還付適用は令和4年3月21日（月・祝）をもって終了する。